

## 申告期限後の延長申請について

コロナによってやむを得ず（理由の詳細は問いません）  
**3月16日以降に申告書を提出する方は**

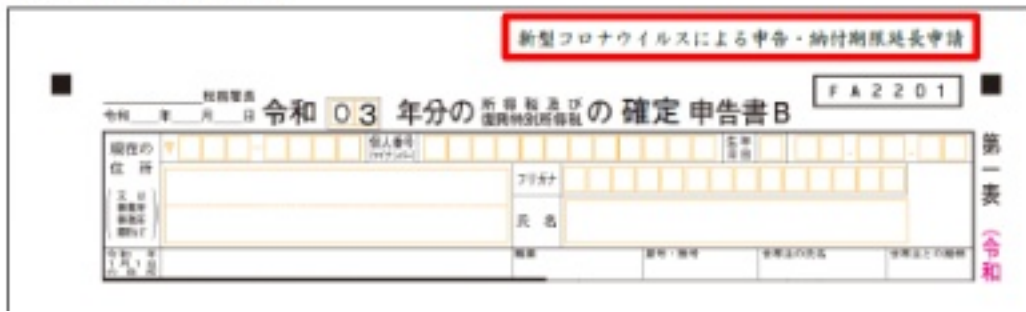
4月15日までは、確定申告書の右上に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載すれば、延長が認められます。所得税の他、贈与税、消費税なども同様に、延長可能です。  
 申告書への記載方法は以下を参考にしてください。

**★要注意★**

期限延長申請は「申告と納付」の同時延長となります。申告書を提出した日が納付期限になるので、充分注意しましょう。

申告書の右上の欄外に  
**「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と書きます。**

【所得税申告書の記載例】



- ◎5日（火）
- ・三役会
- ・税金道場
- ◎6日（水）
- ・婦人部二役会
- ・共済会理事会
- ◎7日（木）
- ・陽気な道場
- ◎8日（金）
- ・組織教宣部会

ヒューマン

20000円分を贈呈しています。再検査を受けた事が分かる領収書（写し）などを事務所までお届けください。準備ができ次第、順次贈呈品をお届けします。※先週号の説明は前年度のものでした。今年度（2021年4月以降）は右記の通りです。訂正しお詫びします。  
**【陶山記】**



**集団健診の再検査に贈呈品**  
 年に一度は健診を！再検査もそのままにせず受診しましょう！

**労災保険・特別加入の『加入証明書』が必要な方へ**  
 毎年この時期に4月からの加入証明書が必要の方がいますが、事務組合では次年度の更新の確認と合わせて処理するため、時間をいただいています。  
 しかし、急ぎでどうしても提出しないといけない方については、今回、事務組合費を前納いただくことで証明書を発行する事としました。証明書が必要な方は必ず事前に電話でご連絡いただき、受け取りの際に事務組合費の納入をお願いします。金額は連絡の際にご確認ください。

**雇用保険料率が4月と10月に改訂  
 事業主・労働者共に負担増となるのでご注意を**

令和4年4月までの雇用保険料率			
	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000
令和4年4月1日～9月30日の雇用保険料率			
	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
建設の事業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000
令和4年10月1日～5年3月31日の雇用保険料率			
	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

**滞納・多重債務・サラ金のご相談は**  
**『陽気な道場』へ**  
 毎週木曜日 夜7時から

**税務調査・申告・納税のご相談は**  
**『税金道場』へ**  
 毎月第1・3火曜日 夜7時から